

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月2日 06時10分ごろ
発生場所	香川県 <small>しょうと</small> 小豆島北方沖 小磯灯標 <small>こいそ</small> から真方位314° 5.2海里付近 (概位 北緯34° 37.0′ 東経134° 18.6′)
事故の概要	液化ガスばら積船 <small>かすが</small> 第十八春日丸は、北東進中、また、漁船 <small>ぎよせい</small> 漁盛丸は、えい網しながら西南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液化ガスばら積船 第十八春日丸、749トン 141205、戎海運有限会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 B 漁船 漁盛丸、4.9トン OY3-22560（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部防舷材に擦過傷、船尾部マスト等の折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期、 潮流 西流約0.5ノット 日出時刻：04時54分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で船橋当直に当たり、播磨灘北推薦航路線に沿って自動操舵により北東進していた。 船長Aは、船首部で荷役の準備を行っていた航海士から、B船と衝突したことを知らされて周囲を見たところ、損傷しているB船を認めて、A船がB船と衝突したことを知った。 船長Aは、前方を見ていたものの、航行の支障となる他船を認めなかったのが気が緩み、B船を見落としたと本事故後に思った。 B船は、船長Bが後部甲板上で漁獲物の選別を行い、えい網しながら西南西進中、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、航行の支障となる他船を認めなかったのが気が緩み、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、後部甲板上で漁獲物の選別作業を行い、見張り

	を行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北東進中、B船がえい網しながら西南西進中、船長Aが、周囲の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、見張りを行っていないため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。